

## 中間報告書に対する表現の不自由展実行委員会からの意見

※本参考資料は、「中間報告」（2019年9月25日 第3回検証委員会にて公表）に対する表現の不自由展実行委員会の見解を示したものである。

表現の不自由展実行委員会からの修正依頼のうち、検討委員会が採用しなかったものをまとめたので送ります。

その際、意見も合わせて配布すると公言されていたので、この間、不自由展実行委員会より、検証委員会宛に出した文書を添付します。これらも掲載ください。

2019年10月24日

表現の不自由展実行委員会

P8

1-4 不自由展実行委員会との開催合意

2月4日の部分に追加

芸術監督から岡本氏に、トリエンナーレの正式出展作家の「新作作家扱い」として30万円の謝金で「表現の不自由展・その後」の企画・キュレーションを依頼する。

P10-11

2. 「不自由展」準備

5月30日の警備会議がすっぱり抜けている。

ヒヤリングでも言及した。

岡本氏と実行委員会が推薦したヘイトスピーチ対策などの専門家が、トリエンナーレ事務局からの要請により警備会議に参加。警備に関する全般的なことを話し合い、実行委員会サイドからは具体的で重要な提案を幾つもし、全面的な協力を申し出た。

P21

4-2 実行委員会及び作家との協議

8月2日に追加

・午後11時半頃、芸術監督から、不自由展実行委員会に中止の提案について伝達（5人のうち、3人は対面、2人はスカイプ）し、議論した結果、3日の状況を見てから再度中止の判断をしてほしいと会長へ申入れを行うこととした。

今回の中止の決定は、不自由展実行委員会に向けて一方的に決定として通告されたものの。

これを協議とは言わない。

疑義があれば誠実に協議して解決を図るという契約書の趣旨にも反する行為。  
という不自由展実行委員会の見解も併記してください

p22

#### 4-3 対外告知

8月3日、不自由展実行委員会は「「表現の不自由展・その後」の一方的中止に抗議する」を発表。「戦後日本最大の検閲事件となる」「あくまで本展を会期末まで継続することを強く希望」。

なぜ、出展作家である不自由展実行委員会(まさに当事者)の声明のみ無視するのか。?

P28

3 電凸被害を防ぐために、事務局、県庁は、不自由展実行委員会から、前広の情報入手や情報交換を行ったのか。

まず、提出したマニュアルが1枚というのは事実ではない。6/19に芸術監督に渡している。しかも、最初に渡したのは2015年不自由展の時のものを参考にみたいというので見せただけ。

5/8と5/30の警備に関する会議では、もっとも大事なものは電話対応、現場の監視スタッフに対するレクチャーとケアだと進言している(証拠もある)。そもそも自動音声案内などの提案も不自由展実行委員会からの提案によるもの。事実を無視した県側だけの聞き取りを一方的に載せている。

不自由展実行委員1名と不自由展実行委員会が推薦するヘイトスピーチ対策の専門家、津田芸術監督、トリエンナーレ側約4名による2019年5月30日の警備会議でのことが抜けている。

不自由展側からは、事前に妨害行為などの動きを把握すること、警備はさまざまなシチュエーションごとに対策を立てておく必要があると指摘した。

中でも、もっとも神経を使うべきだと不自由展側が強調したのは、直接対応を迫られる「電話対応」及び展示会場の監視スタッフへの事前研修と現場でのケアだった。

また、テクニカル的には、電話は自動応答システムを導入し、妨害電話へのハードルを上げ、全電話の録音、電話番号が把握できるタイプの内線の導入をすることは必須だと指摘した。これは一人で何十、何百回かけている人の特定(威力業務妨害の特定)ができ、電話を切るという対応の徹底ができるからである。

妨害行為の動きを事前につかむことと、いわゆる電凸の中身を分析することが必要なので、リアルタイムでのあらゆる情報の共有が大事であることも指摘した。

そして警備全般に関しては、何か事件が起きた時に迅速な対応をしてもらえるよう、事前に警察との関係を築くことの重要性を助言した。警察に迅速に対応してもらうための方法までアドバイスした。私たちは長年の経験を踏まえ、可能な限りの助言をし、協力を申し出た。

P38

15 少女像の展示は、ソウルの日本大使館前に設置された少女像の撤去を日本政府が求めている主張の正当性を否定することにつながり不適切ではないか。

「海外では、日韓関係とは無関係にフェミニズム・人権運動の象徴とされる。」

→無関係ではなく、日本軍「慰安婦」制度による被害を理解した上で、記憶の連帯が広がっている。

「反日的とみなされる政治団体がシンボリックに利用しているという指摘もあり、日本国内に強い反感を覚える人々がいるのも事実である。」

→事実と言われる根拠を出してください。

きわめて一方的な記述。あいつりの3日間の展示だけでも、展示に共感する人々がいたことを無視している。

P40

17 繊維強化プラスチックでできた《平和の少女像》（大）の足元の碑と英文キャプションの中に” Japanese Military Sexual Slavery” という記述がある。この記述は「日本軍による強制連行はなかった」という我が国における日本政府の立場と矛盾するので削除すべきではないか。

足元の碑は作家による作品の一部である。

このキャプションを英訳して雑誌や単行本にした場合、社会的通念に照らせば、一切問題はいい。美術館で展示される場合は、技術的な問題が生じる可能性があるが、それは美術館学芸員が補佐する役割がある。それを不自由展実行委員会に責任を負わせるのは筋違いである。

” Japanese military sexualslavery” とは日本語訳では「日本軍性奴隷制」である。性奴隷制は 1992 年から国連文書などでも幅広く使われており、日本軍性奴隷制という用語は国際的に通用している。第二に、1993 年 8 月の「河野談話」（正式には「慰安婦関係調査結果発表に関する河野内閣官房長官談話」は、「慰安婦」問題に対する日本

軍の関与と強制を認めた公式見解である。重要なのは、現日本政府も河野談話は継承しており、否定していないことである。いまも外務省の公式ホームページに表示されている。

日本軍「慰安婦」の実態が明らかにされて、性奴隷という被害の形態がより具体的に定義できるようになった。現在、国連などでも、人権侵害の一形態として使われるようになったと言える。

P47

24 少女像の展示については何を見せたかったのか。「こと」が中心ならパネル展示でもよく、「もの」にこだわるなら、作家の制作の背景やその作品を見るための空間を用意すべきだった。いつ発案があり、どう決まり、出品されたのか

実行委員・岡本有佳「私たちは何を失おうとしているのか」『世界』10月号(岩波書店)を参照いただきたい。

P60

38 「芸術監督の業務内容等について」という文書(第1回委員会資料参照)によれば、芸術監督は学芸業務の最高責任者と位置付けられている。この観点から今回の事案を検証結果に照らして振り返った場合、芸術監督の一連の行動と発言にはどのような問題点があったか。

⑧本来は不自由展実行委員会が自ら用意すべき展示作品の詳細説明を無償でかって出て、自らが経営する会社のサーバーに用意したこと、また不自由展実行委員会が本

「自ら用意すべき」というのは全くの間違い。webサイト上での展示作品の詳細説明の公開業務は、本来、あいつりの業務である。不自由展がやることではない。監督から、トリエンナーレの公式サイトにあげるのは7/31からにして欲しい。それまでは別サイトを作っておいて、7/31からリンクを貼ると言う提案と約束があつて、監督が用意したものである。

ちなみにその約束は未だに果たされておらず、不自由展の展示作品説明はトリエンナーレ公式サイトに掲示されていないことは、作家及び観客に対して大変失礼なことである。直ちに公開して欲しい

(以前、追加要請出していたもの)

検証委資料 25 ページ・49 枚目の写真撮影をめぐるやり取りで、「不自由展実行委員会側は、写真撮影ができないなら不自由展全体を取りやめると主張」と記されている。

そもそも国際美術展は原則として写真撮影とその SNS 投稿は自由という実情がある。表現の不自由展実行委員会は国際慣習に則した展示環境、つまり他国で享受されている自由を同じように主張したに過ぎない。

報告書の記載は、写真制限が正当な解決法という予断に基づいて書かれており、読むものを印象操作で誘導する問題点がある。

#### データ

p16

朝鮮人「慰安婦」被害者については、未成年が多かったことが歴史的に実証されている。

P25

業務委託契約

金 2,257 千円を支払う

これだけ記述すると、ギャラとしてこれだけもらったとの誤解を招いている。出展作家としての謝金は新作家としての 30 万円のみである。この費用は作家の旅費、作家への謝金、一部輸送費が大部分を占めている。つまり、経費であることを明示してください

p27 に追加

5月8日、大村会長名の『『あいちトリエンナーレ2019』への参加について(依頼)』と題する書面を手渡された。この書面には、「表現の不自由展:その後」に対して、「貴殿に出品作家として本芸術祭に御参加いただきたく存じます」との依頼が書かれていた。その参加同意書に岡本氏が署名・押印した。

P34

※この事業はすべて、民間からの協賛金を充当する予定。

これだけ記述すると、ギャラとしてこれだけもらったとの誤解を招いている。出展作家としての謝金は新作作家としての 30 万円のみである。この費用は作家の旅費、作家への謝金、一部輸送費が大部分を占めている。つまり、経費であることを明示してください

p40

8月2日（金）午後11時半頃

芸術監督から、不自由展実行委員会に中止の提案について伝達（5人のうち、3人は対面、2人はスカイプ）し、議論した結果、3日の状況を見てから再度中止の判断をしてほしいと会長へ申入れを行うこととした。

今回の中止の決定は、不自由展実行委員会に向けて一方的に決定として通告されたもの。

これを協議とは言わない。

疑義があれば誠実に協議して解決を図るという契約書の趣旨にも反する行為。

という不自由展実行委員会の見解も併記してください

会長 大村 秀章 様

検証委員会各位

## 検証委員会ヒアリングを受けるにあたって

### ～「表現の不自由展」実行委員会の意見～

先日来、貴実行委員会が設けられた検証委員会のヒアリングを受けることを求める要請をいただいております。これに対して、私たちは何より「展示再開のための協議」を先行させてほしいと再三お答えしました。しかし、大村知事名でのご回答は「まずヒアリングを受けてほしい」ということを繰り返されるだけでした。

このまま双方の主張が平行線をたどることになれば、いたずらに時間を費やすだけではないかという考えに、私たちは至りました。そうなると、私たちの目的である早期の展示再開は遠のくばかりでしょう。不本意ながら、ヒアリングをお受けすることといたします。

検証委員会のあり方について私たちが8月20日に提出した公開質問状に対しては、大村知事名で8月27日に回答をいただきました。書面による回答をいただいたことには感謝しますが、それでも私たちは、以下のような疑問が解消していません。

○検証委員会の設置目的に「展示の再開」が明記されていないこと。

○リスク管理の専門家が委員に含まれていないことなど、検証委員会の人選の根拠がなお不明であること。

○展示内容の評価に踏み込むような、検閲にも相当しかねない議論が行われる危険性が否定できないこと。

○秘密保持や情報公開など、ヒアリング情報の扱い方に関する事前説明が一切ないこと。

ヒアリングに際して、以上のような疑問点が少しでも払拭できることを願っています。

なお、勝手ながら、ヒアリングの日時・場所として、9月2日（月）16時から、東京都内を希望していることを併せて要望させていただきます。

以上、よろしくご検討のほどお願い申し上げます。

以 上

「表現の不自由展・その後」実行委員会

アライ＝ヒロユキ 岩崎貞明 岡本有佳 小倉利丸 永田浩三

あいちトリエンナーレ実行委員会  
2019年9月2日  
会長 大村秀章 様

## 検証委員会ヒアリングに対する疑義と質問

今回、私ども表現の不自由展実行委員会は、県が設置した検証委員会の呼び掛けに応え、本日9月2日（月）にヒアリングを受ける予定でおります。  
しかしこのヒアリングに対し、重大な疑義が抱いております。

8月20日に私どもは検証委員会に対する公開質問状を以下のように投げかけました。

**5 検証委員会は、展示内容に踏み込んで判断を行うことを予定しているのですか？ そうであるならば、それは検閲に当たると考えますが、どのようにお考えですか？**

これに対し、8月27日付で大村秀章会長より以下の回答をいただきました。

**A：検証の内容につきましては、検証委員会の委員の先生方にお任せしております。**

このことに対し、再度我々は8月31日付で大村会長宛に意見書を提出しています。そこには、

**○展示内容の評価に踏み込むような、検閲にも相当しかねない議論が行われる危険性が否定できないこと。**

と記しましたが、そのことに対する回答はいまだいただいております。

しかるに検証委員のひとり、上山信一氏は8月31日に添付の意見をTwitterで発信しています（2頁目参照）。

上山氏のTwitterによれば、「サヨクの企画とみられるリスク」とあり、「サヨクの企画と見られないようにどうすべきだったのか」という趣旨で検証をしようとしていることが窺えます。これは展示の表現内容を「サヨクの」かどうか、という観点から評価しようとしており、表現内容に踏み込むことは明らかではないでしょうか。

これはこのヒアリングが、検閲の内容にまで踏み込む意図を持っている、あるいは政治的な偏見を持って行おうとするものだという事ではないでしょうか。

また、検証内容を安易にツイッターで開示していること自体に疑問を呈します。

この点に関し、抗議するとともに、その説明を求めるものです。  
よろしくご検討のほどお願い申し上げます。

以上

「表現の不自由展・その後」実行委員会  
アライ=ヒロユキ 岩崎貞明 岡本有佳 小倉利丸 永田浩三





上山信一  
@ShinichiUeyama



一方で不自由展は、少女像を置いただけで、政治プロパガンダと見られ、さらに他作品とあわせサヨクの企画と見られるリスクは明らかだった。プロのキュレーターが関与できない状況に至った過程を検証、再発防止策を考えるべき



上山信一 @ShinichiUeyama · 8月31日

愛トリで問題となった中垣氏の作品、日の丸への寄せ書きは特攻隊の遺書ではない。全く関係ない当時の寄せ書きと判明。天皇燃える映像も大浦氏が自分の作品を燃やす場面だった。展覧会も作品も見ていない政治家、マスコミがフェイクニュース、デマを拡散した。調べてからモノ言えよ。

午前11:58 · 2019年8月31日 · [Twitter for iPhone](#)

8件のリツイート 8件のいいね

2019年9月13日

あいちトリエンナーレ実行委員会 会長 大村秀章 様  
あいちトリエンナーレあり方検証委員会 座長 山梨俊夫 様

## あいちトリエンナーレあり方検証委員会の アンケートに対する抗議、撤回要求

あいちトリエンナーレあり方検証委員会は、その検証作業の一貫としてアンケートを実施しています。しかしこれは検閲行為につながるものであり、また思想調査をも意味するものです。この点を、私たち表現の不自由展実行委員会は強く批判するとともに、抗議します。

このアンケートは、9月10日からトリエンナーレ出品作家に対し配布、および一般市民向けに愛知県ウェブサイトで公開されています。これには、以下の設問があります(以下作家向け)。

- 1 「表現の不自由展・その後」の展示の企画の趣旨についてどう思いますか
- 2 「表現の不自由展・その後」の展示方法についてどう思いますか。
- 3 「表現の不自由展・その後」の作品の選定について、どう思いますか
- 4 「表現の不自由展・その後」の展示について、安全安心な運営が困難となったことから、展示が開催から3日で中止となったことについて、どう思いますか
- 5 「表現の不自由展・その後」の今後の展示のあり方について、どう思いますか

この設問とともに、表現の不自由展が立ち上がった社会的背景、意図の説明もなされています。

ここには以下の問題点があります。

- A 会期中の「表現の不自由展・その後」への評価集計は、そのまま展示への圧力に直結する
- B 美術展示は必ずしも大衆性を持つとは限らず、定量調査による評価は多様性を損ねる
- C 出品作家の意識収集は思想調査に等しい

さらに以下の設問にも問題があります。

III あなたは、公立美術館が、思想や知識も含めて、自由に展示することについて、どのようにお考えですか。

表現の自由は民主主義社会の根幹をなすもので、自明とすべき原理です。しかるに、これはこの原理を損ねるような見解を誘導します。

あいちトリエンナーレあり方検証委員会が実施するアンケートは、「表現の不自由展・その後」への圧力であり、出品作家への思想調査であり、表現の自由を害する悪質な調査です。あいちトリエンナーレあり方検証委員会検証委員会はこの事実を認め、アンケートを撤回し、かつ謝罪することを要求いたします。

9月16日中に回答願います。

表現の不自由展実行委員会

アライ=ヒロユキ、岩崎貞明、岡本有佳、小倉利丸、永田浩三

2019年9月21日

あいちトリエンナーレあり方検証委員会 座長 山梨俊夫 様

「第2回あいちトリエンナーレのあり方検証委員会」の  
「資料1 これまでの調査からわかったこと」への追加要請

2019年9月17日に発表された「第2回あいちトリエンナーレのあり方検証委員会」の「資料1 これまでの調査からわかったこと」（以下、検証委資料とする）について、9月2日の表現の不自由展実行委員2名のヒヤリングの中でお伝えした重要事項について抜け落ちている部分などがあります。第一弾として取り急ぎ以下の点について指摘します。

「第三者的立場から自由に意見を述べ」「客観的・専門的見地から総合的に検証する」とされている検証委員会におかれましては、9月25日にまとめられる中間報告には、必ず下記事実を追加するよう、申し入れます。

本日2019年9月21日に開催される「『表現の不自由展・その後』について考える<sup>※</sup>」をテーマとした国内フォーラム」にも当該作品の作家であるにもかかわらず、招待を受けなかったため、書面にて申し入れるものです（この件については昨日9月20日に抗議文書を送付済み）。

## 記

### 1.

検証委資料19ページ・36枚目の（2）企画と作品選定のプロセスを見ると、7月29日になって初めて契約を結んだとしか見えない。検証委資料24ページ・36枚目で「契約は、あいちトリエンナーレ実行委員会と不自由展実行委員会との業務委託契約。」とのみある。

しかし、そもそも津田芸術監督から、トリエンナーレの正式出展作家として、「新作作家扱い」として「表現の不自由展・その後」の企画・キュレーションを依頼された事実が抜けている。

具体的には、5月8日、大村会長名の『『あいちトリエンナーレ2019』への参加について（依頼）』と題する書面を手渡された。この書面には、「表現の不自由展：その後」に対して、「貴殿に出品作家として本芸術祭に御参加いただきたく存じます」との依頼が書かれていた。その参加同意書に署名したことが抜けている。

## 2.

検証委資料 34 ページ・67 枚目の「電凸の被害を防ぐために、あいちトリエンナーレ実行委員会事務局、県庁は、不自由展実行委員会から、前広（ママ）の情報入手や情報交換を行ったのか」の検証ポイントに対する「わかったこと」には、不自由展実行委員 1 名と不自由展実行委員会が推薦するヘイトスピーチ対策の専門家、津田芸術監督、トリエンナーレ側約 4 名による 2019 年 5 月 30 日の警備会議でのことが抜けている。

不自由展側からは、事前に妨害行為などの動きを把握すること、警備はさまざまなシチュエーションごとに対策を立てておく必要があると指摘した。

中でも、もっとも神経を使うべきだと不自由展側が強調したのは、直接対応を迫られる「電話対応」及び展示会場の監視スタッフへの事前研修と現場でのケアだった。

また、テクニカル的には、電話は自動応答システムを導入し、妨害電話へのハードルを上げ、全電話の録音、電話番号が把握できるタイプの内線の導入をすることは必須だと指摘した。これは一人で何十、何百回かけている人の特定（威力業務妨害の特定）ができ、電話を切るという対応の徹底ができるからである。

妨害行為の動きを事前につかむことと、いわゆる電凸の中身を分析することが必要なので、リアルタイムでのあらゆる情報の共有が大事であることも指摘した。

そして警備全般に関しては、何か事件が起きた時に迅速な対応をしてもらえるよう、事前に警察との関係を築くことの重要性を助言した。警察に迅速に対応してもらうための方法までアドバイスした。私たちは長年の経験を踏まえ、可能な限りの助言をし、協力を申し出た。

## 3.

検証委資料 25 ページ・49 枚目の写真撮影をめぐるやり取りで、「不自由展実行委員会側は、写真撮影ができないなら不自由展全体を取りやめると主張」と記されている。

そもそも国際美術展は原則として写真撮影とその SNS 投稿は自由という実情がある。表現の不自由展実行委員会が国際慣習に則した展示環境、つまり他国で享受されている自由を同じように主張したに過ぎない。

報告書の記載は、写真制限が正当な解決法という予断に基づいて書かれており、読むものを印象操作で誘導する問題点がある。

## 4.

検証委資料 15 ページ・28 枚目「作品の説明文にこの用語が含まれる場合には、誤解や懸念を避けるために、こうした複雑な事情をある程度説明すべきであった」とある。

しかし日本語原文には「Japanese military sexual slavery」に該当するものではなく、トリエンナーレ事務局が手配した英訳業者の拡大解釈によるもので、表現の不自由展実行委員会に責められるべき点はない。

その上で、下記の点につき指摘する。まず「主な検証ポイント」とされる「《平和の少女像》は、ミニチュア（小）と、実寸大（大）の二種類が展示された。

ミニチュアの近くの壁面の英文のキャプションの中に“ Japanese military sexual slavery” という記述がある。この記述は「日本軍による強制連行はなかった」という我が国における一般的考え方と矛盾するのではないか。また、愛知県が同旨の政府見解を否定するとみなされる可能性があるのではないか。」という設問自体が間違っている。

第一に、“Japanese military sexualslavery”とは日本語訳では「日本軍性奴隷制」である。性奴隷制は1992年から国連文書などでも幅広く使われており、日本軍性奴隷制という用語は国際的に通用している。第二に、1993年8月の「河野談話」（正式には「慰安婦関係調査結果発表に関する河野内閣官房長官談話」は、「慰安婦」問題に対する日本軍の関与と強制を認めた公式見解である。重要なのは、現日本政府も河野談話は継承しており、否定していないことである。いまでも外務省の公式ホームページに表示されている。

そもそも、連行の仕方にかかわらず、慰安所等に入れられた時点から奴隷状態に置かれ、性暴力を伴えば、性奴隷である。

「Japanese militaryというのは、日本軍の拠点においてという意味であり」の部分は、Japanese military というのは、端的に「日本軍」「日本軍の」であって、「拠点において」という意味はない。したがって、Japanese militaryという言葉が日本軍の強制連行をしめすものではないのは当然である。

「なお、韓国における“ Military Sexual Slavery” という訳語も、日本軍による強制連行を示唆する含意はないとされている。ちなみに、この用語は、1960 70年代に米軍基地周辺で営業していた売春関連のワーカーと第二次大戦中の戦場での慰安婦を区別するため後者を「戦場慰安婦＝ジョンジャンウィアンプ」と呼んでいたところ、それをそのまま英語に当てはめたものと言われている。」の部分については、military sexual slavery「軍性奴隷」という言葉自体が、直ちに日本軍のことを指さないのは当然である。他の国の軍隊においても、同様のことがなされてきたという研究はある。日本軍「慰安婦」の実態が明らかにされて、性奴隷という被害の形態がより具体的に定義できるようになった。現在、国連などでも、人権侵害の一形態として使われるようになったと言える。12, 13ページにも指摘すべき部分が散見されるが次の機会とする。

5.

検証委資料24ページ・47枚目「12 少女像の展示については、いつ発案があり、どのようにして決まり、出品されたのか。」については、実行委員・岡本有佳「私たちは何を失おうとしているのか」『世界』10月号（岩波書店）を参照いただきたい。

## 表現の不自由展実行委員会

アライ＝ヒロユキ、岩崎貞明、岡本有佳、小倉利丸、永田浩三